福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金交付要綱

　　　　　　　　　制定　昭和６２年４月　２日　　改正　平成　２年３月３０日

　　　　　　　　　　改正　平成　５年３月３１日　　改正　平成　７年３月２８日

　　　　　　　　　　改正　平成１０年３月２６日　　改正　平成１３年３月１９日

　　　　　　　 　　　　　　改正　平成１６年３月１９日　　改正　平成１９年３月２８日

 改正　平成２２年２月１６日　　改正　平成２６年３月２４日

　　　　改正　平成２７年２月２４日　　改正　平成２８年２月２９日

改正　平成２８年４月　１日　　改正　平成２９年４月　１日

　　　　　　　　　　　　 　 改正　平成３０年４月 １日　　改正　平成３１年４月　１日

　改正　令和　２年４月　１日　　改正　令和　３年４月　１日

改正　令和　４年８月　１日　　改正　令和　５年４月　１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、中小企業の雇用の安定と従業員の福祉の増進に寄与するため、本市の中小企業者に対し、予算の範囲内で福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則１１号）によるほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者とは、中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

(2) 退職金共済契約等とは、法第２条第３項に規定する退職金共済契約（以下「中小企業退職金共済契約」という。）又は、所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号。以下「令」という。）第７３条第１項に規定する特定退職金共済団体としての承認を受けた団体との間に締結した退職金共済契約（以下「特定退職金共済契約」という。）をいう。

(3) 掛金月額とは、法第４条に規定する掛金の月額又は令第７３条第１項第６号に規定する掛金の月額をいう。

(4) 共済契約者とは、退職金共済契約等の当事者である事業主をいう。

(5) 被共済者とは、共済契約者に雇用されている者であり、本要綱第５条に規定する奨励金の交付申請時において市内に住所を有し、退職金共済契約等に基づいて退職給付金の支給を受けるべき者をいう。

（交付の対象）

第３条　奨励金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する中小企業者とする。

(1) 市内に主たる事務所又は事業所を有すること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 雇用する従業員を被共済者として新たに退職金共済契約等を締結し、その契約を締結　した日の属する月から連続した１２箇月間（以下「交付対象期間」という。）の共済掛金を納付したこと。ただし、退職金共済契約等において、やむを得ない理由があると認められた未納分についてはこの限りでない。

（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、共済契約者が交付対象期間に退職金共済契約等に基づき支払った掛金月額（被共済者１人につき５千円を限度とする。）の総額の１０パーセントに相当する額とする。ただし、１企業につき１０万円を限度とする。

（奨励金の交付申請）

第５条　奨励金の交付を申請しようとする者は、交付対象期間経過後、市が指定する期限までに、福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 奨励金交付対象被共済者別明細票

(2) 事業所の市税の納税証明書

(3) 個人情報取扱いに関する同意書又は被共済者の住民票の写し

３　市長は、前項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させ又はその一部を省略させることができる。

（奨励金の交付の決定及び額の確定）

第６条　市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容等を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、奨励金の交付の決定及び額の確定をするものとする。

２　市長は、奨励金の交付の決定及び額の確定をしたときは、福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金交付決定兼交付額の確定通知書（様式第２号）により、前条に規定する申請書を提出した者に通知するものとする。

（奨励金の請求及び交付）

第７条　前条第２項の規定による通知を受けた者は、福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金交付請求書（様式第３号）を、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（奨励金の交付取消し及び返還）

第８条　市長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付の決定又は奨励金の交付を受けたと認められるときは、当該奨励金の交付の決定又は奨励金の交付を受けた者に対し、当該交付の決定を取消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

　（関係図書の保存）

第９条　奨励金の交付に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類につい

　ては、奨励金が交付された当該年度の末日から５年間保管しなければならない。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は､市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は､昭和６２年４月２日から施行し､昭和６２年４月１日から適用する。

（福井市中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱等の廃止）

２　福井市中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱（昭和４７年３月決裁。）及び福井市特定退職金共済制度加入促進補助金交付要綱（昭和５１年６月決裁。）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行の際、既に中小企業退職金共済契約又は特定退職金共済契約を締結し旧要綱に基づき補助金の交付に係る資格を有している者については、なお、従前の例による。

　（失効）

４　この要綱は、令和８年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は､平成２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、既に退職金共済契約等を締結し、改正前の要綱に基づき奨励金の交付に係る資格を有している者については、なお、従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は､平成５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、既に退職金共済契約等を締結し、改正前の要綱に基づき奨励金の交付に係る資格を有している者については、なお、従前の例による。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は､平成７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、既に退職金共済契約等を締結し、改正前の要綱に基づき奨励金の交付に係る資格を有している者については、なお、従前の例による。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は､平成１０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、既に退職金共済契約等を締結し、改正前の要綱に基づき奨励金の交付に係る資格を有している者については、なお、従前の例による。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は､平成１３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、既に退職金共済契約等を締結し、改正前の要綱に基づき奨励金の交付に係る資格を有している者については、なお、従前の例による。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は､平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、既に退職金共済契約等を締結し、改正前の要綱に基づき奨励金の交付に係る資格を有している者については、なお、従前の例による。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は､平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、既に退職金共済契約等を締結し、改正前の要綱に基づき奨励金の交付に係る資格を有している者については、なお、従前の例による。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は､平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に退職金共済契約等を締結し、改正前の要綱に基づき奨励金の交付に係る資格を有している者についてはなお従前の例による。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に退職金共済契約等を締結し、改正前の要綱に基づき奨励金の交付に係る資格を有している者についてはなお従前の例による。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は､平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に退職金共済契約等を締結し、改正前の要綱に基づき奨励金の交付に係る資格を有している者についてはなお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は､平成２８年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に退職金共済契約等を締結し、改正前の要綱に基づき奨励金の交付に係る資格を有している者についてはなお従前の例による。

附　則

この要綱は､平成２８年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の改正規定は、令和２年３月３１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の改正規定は、令和５年３月３１日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

　　　　年　　月　　日

福井市長　　　　　 あて

　　　　所在地

事業所名

代表者職氏名

福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金交付申請書

福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金交付要綱第5条の規定により、

次のとおり奨励金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　加入後１２か月の納付済掛金の総額　　　　　　　　　　　　　　　円

３　共済制度の種類

（１）中小企業退職金共済契約

（２）特定退職金共済契約

４　添付書類

　　　奨励金交付対象被共済者別明細表

　　　事業所の市税の納税証明書

　　　個人情報取扱いに関する同意書又は被共済者の住民票の写し

（別紙）

奨励金交付対象被共済者別明細表

所　在　地

共済契約者　 事業所名

 　 代表者職氏名

契約区分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 被共済者 | 加入年月 | 掛金月額（円） | 加入後12か月の納付済掛金総額　　　（円） | 奨励金額（円） |
| （住所）福井市 | 年 | 月 |  |  |  |
| （氏名） |
| （住所）福井市 |  |  |  |  |  |
| （氏名） |
| （住所）福井市 |  |  |  |  |  |
| （氏名） |
| （住所）福井市 |  |  |  |  |  |
| （氏名） |
| （住所）福井市 |  |  |  |  |  |
| （氏名） |
| （住所）福井市 |  |  |  |  |  |
| （氏名） |
| （住所）福井市 |  |  |  |  |  |
| （氏名） |
| （住所）福井市 |  |  |  |  |  |
| （氏名） |
| （住所）福井市 |  |  |  |  |  |
| （氏名） |
| （住所）福井市 |  |  |  |  |  |
| （氏名） |
| 合　　計　（　　　　　　名） |  |  |

個人情報取扱いに関する同意書

私は、福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金の交付要件の審査にあたり、市が住民票を取得することに同意します。

事業所名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住　　所 | 氏　　名 | 生年月日 |
| 福井市 |  | 　　　　年　　月　　　日 |
| 福井市 |  | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 福井市 |  | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 福井市 |  | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 福井市 |  | 　　　　年　　　月　　　日 |

※本人が手書きしない場合は氏名の横に押印してください。

様式第２号(第６条第２項関係)

福井市指令　第　　号

所在地

事業所名

代表者職氏名

福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金交付決定兼交付額の確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあったみだしのことについて、福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金交付要綱第６条の規定に基づき、次のとおり決定し、併せてその額を確定したので通知する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　福井市長

１　奨励金の交付確定額

　　　　 **金　　　　　　円也**

２　奨励金の交付条件

（１）当該奨励金の交付について、偽りその他不正な手段により奨励金の交付

の決定又は奨励金の交付を受けたときは、この交付決定を取消し、又は

　　　既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（２）当該奨励金を受けた者は、奨励金の交付に係る関係図書、収支に関する帳簿及

　　　 び支払いに関する証拠書類については、奨励金が交付された当該年度の末日から５

 年間保管しなければならない。

様式第３号（第７条関係）

　　年　　月　　日

福井市長　　　　　　あて

　　　　所在地

事業所名

代表者職氏名

福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金交付請求書

　　　　　　年　　　月　　　日付け福井市指令　　 第　　　　号で指令のあった福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金として、下記金額を交付くださるよう請求します。

記

１　請求金額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円也

２　金融機関振込先

　　　　　金融機関名　　　　　 　　　　銀行(金庫)　　　　　　支店（出張所）

口座種類　　　　　イ　普通預金　　　　ロ　当座預金

口座番号　　　　　№

口座名義(ｶﾀｶﾅ)